

3年生 主権者教育(ワークルール)(令和4年11月9日)

11月9日(水)、3年生は主権者教育の一環として「成年年齢の引き下げとワークルール」について学習しました。今回は新潟県弁護士会から、弁護士の中澤亮一様を講師にお迎えし、働く上でのトラブルや基礎知識について、寸劇を交えながら話をいただきました。求人票の労働条件と実際の勤務実態に違いがあったときのこと、営業ノルマのこと、セクハラのことなど、どれも知っておかなければならないことばかりでした。

また労働契約についても話があり、原則、使用者と労働者は対等の立場で、自由の意思の下、契約が成立していることになっているが、実際は使用者が優越している現状がある、ということも分かりました。

来年4月から職場で活躍する生徒も多い中、本当に役立つ内容でした。ありがとうございました。

